

第6章 計画を推進するために

1. 推進体制の整備と役割分担

この計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これら4者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。

(1) 推進体制の整備

本市では、小学校通学区域である19校区20地区について、社会福祉協議会の地区担当者とともに地域福祉を推進していきます。

そして、市の関連部署による組織と、市民、事業者、関係機関、市が共につくる組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

【核となる組織】

○地域福祉計画策定・普及推進委員会

保健、福祉及び医療に関する機関が推薦する者、学識経験者、NPO、ボランティア団体等が推薦する者、公募市民等を構成メンバーとし、本計画の進行管理や普及・推進、見直しなどを行います。

○(仮称) ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議（市（行政）、社会福祉協議会、地域住民の代表、事業者、(仮称) 地域福祉コーディネーター等による組織）

市（行政）、社会福祉協議会、地域住民の代表、事業者、(仮称) 地域福祉コーディネーター等を構成メンバーとし、地域の多様な主体が共に計画を推進する組織として設置します。

そして、西東京市において地域福祉を推進するための人・組織・情報のネットワーク化を推進する組織として機能することをめざします。

○(仮称) ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議

基幹福祉圏ごとの地域課題の検討を行い、地区別計画を策定するとともに計画の進行管理や見直しを行います。構成メンバーは、公募市民や地域で活動している方、(仮称) 地域福祉コーディネーター、(仮称) 地域福祉推進員等とします。

○(仮称) 地域福祉庁内推進委員会（市の関連部署による組織）

地域福祉計画の推進及び見直しに関する検討する組織として、地域福祉に関連する幅広い部署で構成します。

関連部署間の緊密な連絡と施策・事業の調整を行い、計画を推進します。

(2) 市民、事業者、関係機関、市のパートナーシップの構築

(仮称) 地域福祉庁内推進委員会と(仮称) ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議、地域福祉計画策定・普及推進委員会を核として、市民、NPO等、市民活動団体、事業者、関係機関、専門家及び近隣自治体などの関係機関が連携・協働するパートナーシップ体制をつくり、地域福祉を推進します。

そのため、市は地域福祉に関する活動の状況について、きめ細かい情報提供を行うなど、地域福祉の推進に向けて多様な主体が自ら活動できるよう支援します。

(3) 役割分担

この計画を推進するにあたっては、市民の地域福祉についての理解の深化や地域活動への参加を促進するとともに、市民、社会福祉協議会、市などが、それぞれの役割を果しながら、一体となって取り組むことが必要になっています。

① 市 民

地域では、ふれあいのまちづくりなど住民が主体となって、地域における支え合いの充実に向けての取り組みや福祉活動が進められています。

地域住民は、地域における支援やサポートを享受する受け手としてだけでなく、担い手としての福祉活動に主体的、かつ積極的に参画することが期待されています。

地域の問題を地域で解決するための場として、小域福祉圏におけるふれあいのまちづくりや基幹福祉圏における地区懇談会が設置されており、地域住民は、こうした協議の場への積極的な参画も期待されます。

② 社会福祉協議会

西東京市社会福祉協議会は、従来から住民主体によるさまざまな地域福祉活動を推進し、また、行政の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきた経緯を踏まえ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

そのため、ふれあいのまちづくりなどの活発化を促進し、地域の福祉力を高めていくことに重点的に取り組んでいくことが求められています。

地域福祉を推進するために、現在社会福祉協議会が実施している事業等の見直し・拡充を進めるとともに、20 地区に地区担当者を効率的に配置できるよう、人材の育成と資質の向上に取り組んでいくことが必要になっています。

③ 市（行政）

市の役割は、地域における支え合いの充実を図るために、市民ニーズ等の現状把握や施策の進行管理、地域福祉関連情報の分析等を通して、地域福祉に対する共通の認

識を深め、本計画に位置づけられた施策・事業を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割分担を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、市民ニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、この計画を推進することが求められています。

2. 計画の進行管理

地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、市は、毎年度計画で示す施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、広く公表すると同時に、地域福祉計画策定・普及推進委員会及び（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議に報告します。

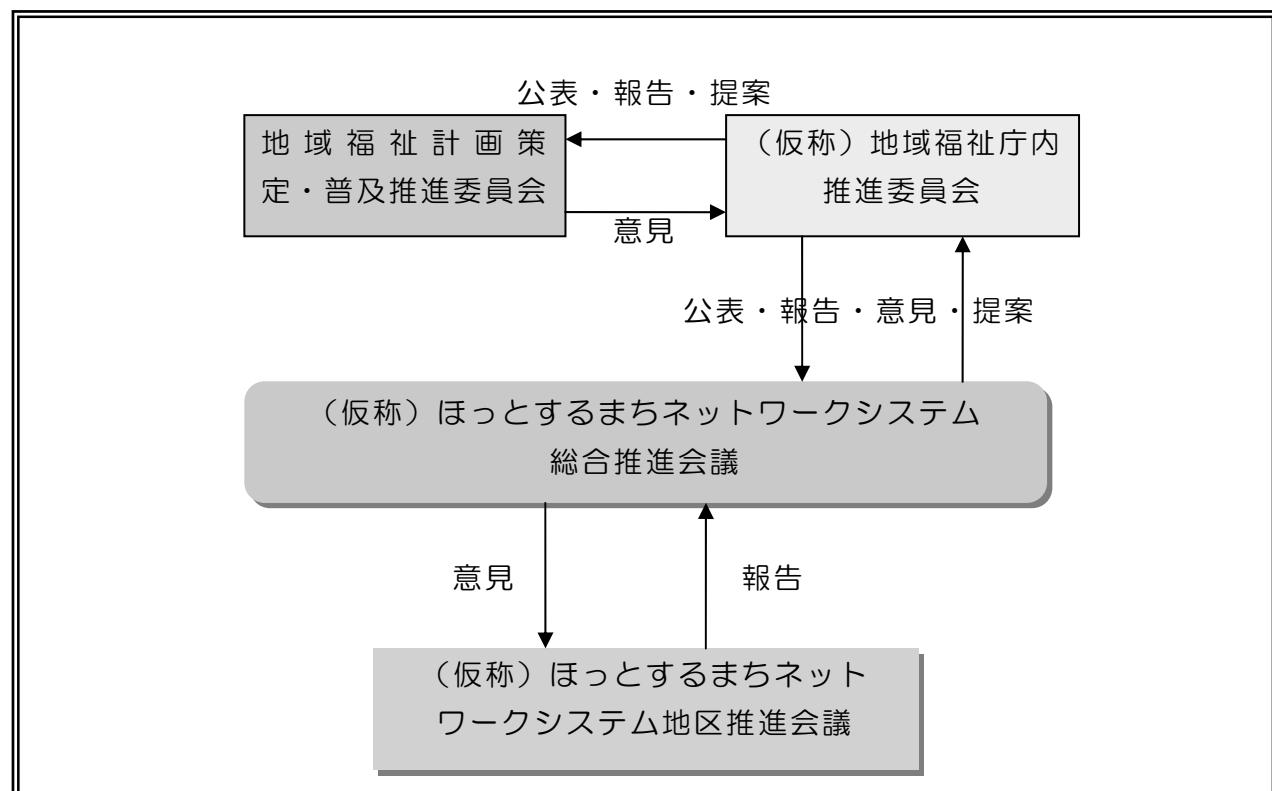
これを受け、（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議では、市民、事業者、関係機関が市とともに施策・事業の進捗状況を評価し、また新たな課題や今後の取り組みの方針について市に意見を提示します。

地域福祉計画策定・普及推進委員会は、（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議等の意見を評価結果に反映し、（仮称）地域福祉庁内推進委員会とともに関連部署間との緊密な連絡をとりながら施策・事業の評価、見直し、改善を行います。さらに、これらの改善のプロセスで得た知恵や経験を、各主体が新たな計画策定の場において生かします。

これらの経過について、市は広く公表するものとします。

なお、これらの計画づくり、行動、把握・評価、改善のしくみについては、全庁的な行政評価のしくみと整合させて進めます。

◆計画の進行管理の進め方



3. 社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携

西東京市社会福祉協議会では、市民の複雑化・多様化するニーズに応え解決していくために平成16年3月に西東京市地域福祉活動計画を策定し、ふれあいのまちづくりなど地域における支え合い活動の拡大を図るとともに、平成21年度からの第2次西東京市地域福祉活動計画を策定中です。

地域福祉活動計画は、市民一人ひとりが地域福祉の充実のために、自ら活動の主役となって実践していくこと、つまり「地域福祉の推進」を目的としており、本市の地域福祉計画と互いに補完・補強しあう関係にあります。

計画の推進にあたっては、市と社会福祉協議会が相互に連携しつつ、それぞれの計画で位置づけた各種施策や事業を計画的に実施するほか、地域住民や関係機関が進めるさまざまな取り組みや活動を継続的かつ効果的に支援するため、市と社会福祉協議会が密接に連携した推進体制を確立し、西東京市全体の地域福祉を協働して推進します。

4. 第3期地域福祉計画に向けてのアクションプラン

基幹福祉圏や(仮称)地域福祉コーディネーター・(仮称)地域福祉推進員などについて、本計画期間中に検討し、実際に行動に移すことが求められていますが、それらのおおよその検討内容や検討期間は以下のとおりです。

■ 第3期地域福祉計画に向けてのアクションプラン

